

6 推進体制

(1) 推進体制

本計画は、「市のイメージを創り出す施策」「市民の生きる環境を整える施策」として、関連施策全般にわたり真に景観行政を機能させるため、庁内における新たな運用体制づくりとともに、庁外との組織連携に取り組みます。

本市の景観行政は、都市計画部まちづくり課景観係において、平成5年に都市景観条例の制定、平成8年に都市景観形成基本計画の策定と積極的に推進してきましたが、その成果が見えにくい状況にあります。

景観行政は、その性質上、都市計画の他、農業振興、商業振興、環境施策、観光施策、文化財保護、教育施策、その他公共施設整備など多岐にわたるとともに、市民の景観に対する高い認識、深い理解、協力が必要であり、さらに、人の生活に根ざした将来にわたり持続可能な景観形成を行うためには、その主役である市民の景観づくりへの主体的な取組みなくしては、実現することが難しい状況にあります。

本計画では、推進体制をつくる上で重要となる、「全市をあげて、活動面、技術面、人材面などにおいて補い合い連携しながら推進していく組織連携体制の再編」、「全市的に景観に係わる事業・活動を総括的にチェック、コントロール、フォローする新たな運用体制の見直し」、「それらを実現化するための景観計画広報体制の確立」、「制度面でフォローする景観形成重点地区の創設」などに取り組みます。

現在の体制

現在、本市は、都市計画部まちづくり課景観係が中心になって、都市景観条例に係る業務、都市景観推進事業などの景観行政に係る業務を進めています。

現行の景観系の業務

【都市景観条例に係る業務】

大規模な行為の届出

地区計画の提出

【都市景観推進事業】

まえばし都市景観フォーラム（H1～H16）

ライトアップ（H2～H10）

まえばし都市景観賞（H6～H16）

助成制度

・美しいまちづくり協議会活動助成

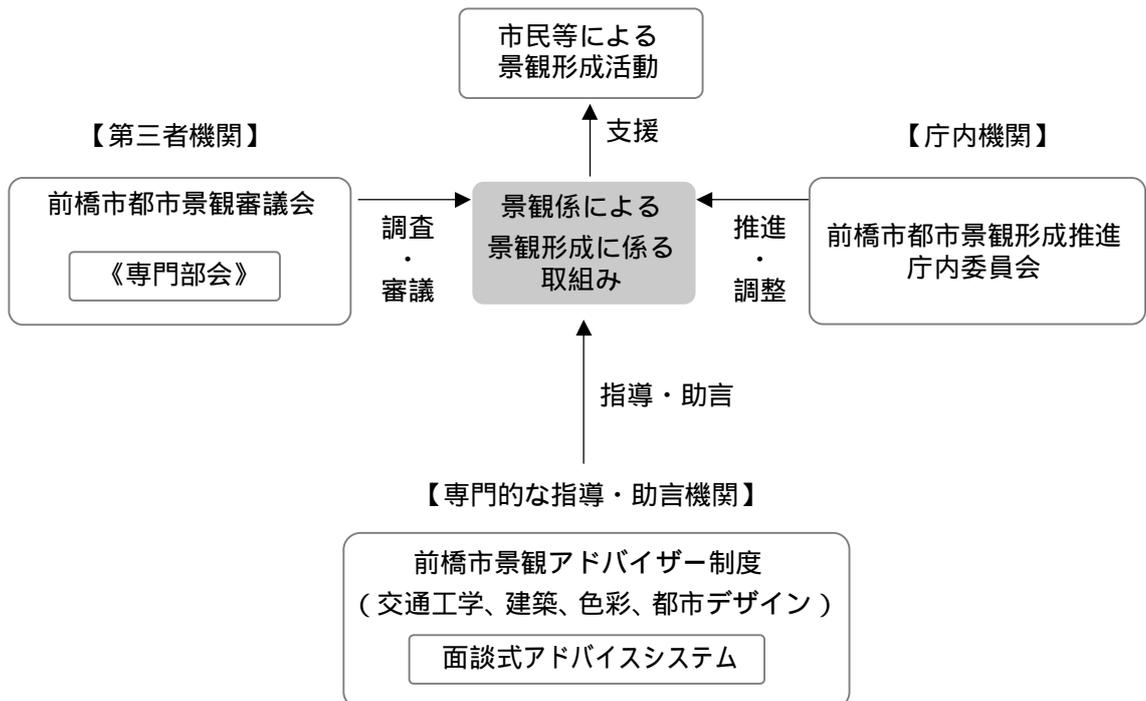
・都市景観形成助成制度

景観修景整備事業

・本町三丁目ロータリー緑地（H8）

・桂萱小学校北側歩道橋下敷地（H9）

現在の体制



新たな推進体制

新たな推進体制では、多様な主体が活動できるよう、景観係は「調整機関」として、第三者機関・庁内機関・専門アドバイス機関・人材ネットワーク機関と、多様な活動主体の間を繋ぎ調整する役割を担います。

新たな推進体制のポイント

【景観係】調整機関として、第三者機関・庁内機関・専門アドバイス機関・人材ネットワーク機関と、多様な活動主体の間を繋ぎ調整する役割を担う。

【多様な主体】これまでの市民を中心とした活動のみでなく、民間は、市民、町内会・自治会、NPO、企業、大学関係、建築士会、商工会議所など。公共は、都市計画の他、農業振興、商業振興、環境施策、観光施策、文化財保護、教育施策、その他公共公益施設整備に係わる庁内担当各課の他、任意で集まる庁内有志などを視野に入れた活動主体。

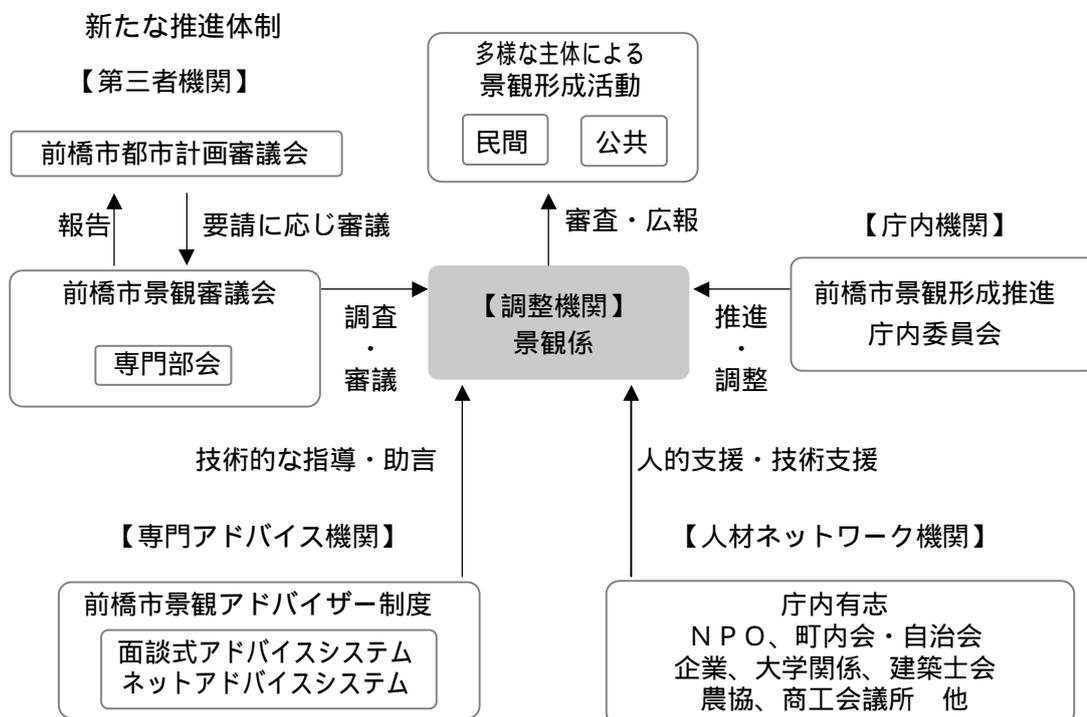
【第三者機関】景観審議会は、景観形成に関し必要な事項を調査及び審議する機関として、市長が設置する諮問機関。機動力と提案力を高めるよう、より深い詳細な検討を行う「専門部会」を審議会内部に設置。

都市計画審議会は、都市計画との整合性や景観基準等の強制力担保のための都市計画制度等の適用などについて景観審議会の要請に応じて審議。

【庁内機関】総務部、財務部、市民部、保健福祉部、生活環境部、商工部、農政部、都市計画部、建設部、支所、農業委員会、教育委員管理部、教育委員会指導部、水道局上下水道部とほぼ全庁。

【専門アドバイス機関】現行どおり総合的なアドバイスを受けるための面談式のアドバイス体制と合わせて、メールを活用して機動力を高めた「ネットアドバイスシステム」を新設する。

【人材ネットワーク機関】専門的な技術・人材を提供するために設ける新たな機関で、庁内外の専門組織を含めた人材ネットワークシステムを構築する。



(2) 景観を担当する系の体制

審査・監察・アドバイス体制

景観を担当する係（以下これを「景観係」という。）は、調整機関として、景観形成活動の審査・監察・アドバイス体制を徹底する必要があります。このため、都市計画の他、農業振興、商業振興、環境施策、観光施策、文化財保護、教育施策、その他公共施設整備などにおいて、景観に係わる窓口を一括化します。まちをデザインするときは、必ず「景観係」を経る手続きをとることで、庁内の景観に関する情報を一元管理します。

まちをデザインする...例えば、小学校の外壁を塗り替える、街路灯を建てる、案内板(サイン)を設置する、道路を舗装しなおす、水路を補修する、街路樹を植えるといった公共施設の一部の整備以外にも、まちのイメージを創り出すために大切な取り組みになる、広報用のポスターを出す、イベントを開催するなどといった一定規模以上の取組みも含まれます。

以上を踏まえ、庁内の審査・監察・アドバイス体制について、「公共による施設の新規整備及び修繕」と「民間による建築行為」に分けて、以下に整理します。

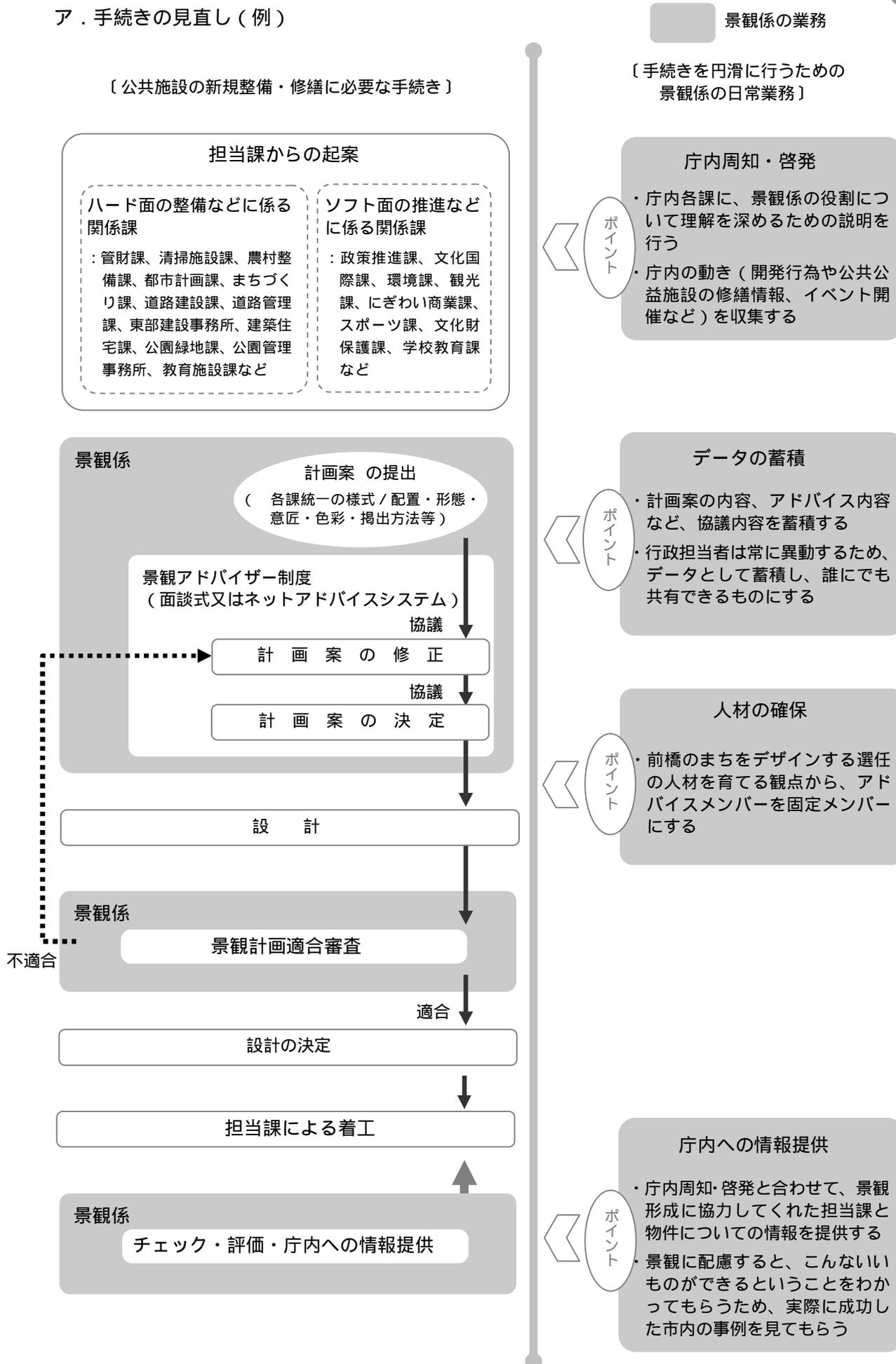
なお、関係各課の担当者等が変わっても、業務のレベルを下げず、一定のレベルでの審査・監察・アドバイスが可能となるよう、業務システム、手順、手続き様式などを共通化する「業務マニュアル」を作成し、円滑な業務推進を目指します。

- 1 公共施設の新規整備・修繕などに対する審査・監察・アドバイス体制

「調和ある景観形成基準」では、公共施設（国の機関又は地方公共団体が行う行為）についても、基準に適合するよう、景観法（法第16条第5項、第6項）に基づき、手続き及び措置を求めるものとしています。

ここでは、公共施設の新規整備・修繕が発生した場合の審査・監察・アドバイスを円滑かつ効果的に行うため、現行の手続きの見直しを行います。

ア・手続きの見直し（例）



- 2 民間による建築等行為などに対する審査・監察・アドバイス体制

民間による建築等行為などは、「調和ある景観形成基準」に示す大規模行為（「第5章 調和ある景観形成基準等」を参照）の届出が必要な行為としています。ここでは、大規模行為について審査・監察・アドバイスを円滑かつ効果的に行うため、現行の手続きの見直しと、大規模行為届出図書の見直しを行います。

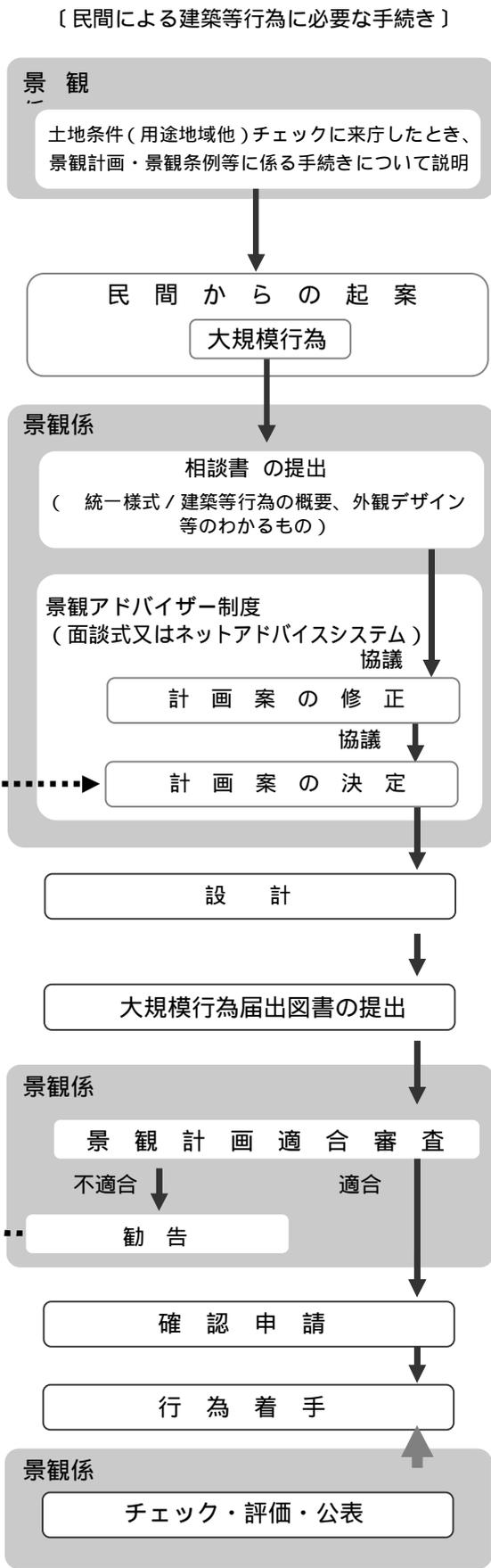
また、本計画では、届出が必要な大規模行為以外の建築等行為についても、大規模行為と同様に良好な景観形成への配慮を求めているため、大規模行為の届出を必要としない建築等行為についても、アドバイスが得られる体制を検討します。

ア・手続きの見直し(例)

基本設計等の前の説明
(土地条件等のチェック時)
前橋の景観計画・景観条例等について説明する機会を設ける

事前協議(実施設計等の前)で相談書を提出
(60日前に提出)
事前協議を設け、景観の視点から、専門的アドバイスを受ける機会を設ける
この部分は届出行為以外の建築等行為の利用も可能

届出図書の審査
(30日前に提出)
届出図書を提出し、適合か不適合か最終判断を行う



[手続きを円滑に行うための景観系の日常業務]

窓口で建築情報取得
・景観条例等について説明する最初の機会
・訪問者全員に、所属や目的を記載してもらい、チェックして、その場で説明

市民への情報発信・広報活動
・建築行為を行う場合、基準があり、手続きが必要であることについて情報提供する

データの蓄積
・相談書、アドバイス、協議内容などを蓄積
・行政担当者は常に異動するため、誰にでも共有できるようにする

人材の確保
・前橋のまちをデザインする選任の人材を育てる観点から、アドバイスメンバーを固定メンバーにする

評価・公表
・物件を評価
・景観に配慮すると、こんないいものができる等の事例を公表

ポイント

ポイント

ポイント

ポイント

ポイント

景観計画広報体制

景観係は、調整部局として、景観形成活動の審査・監察・アドバイス体制を整えるとともに、この体制を周知・徹底し、庁内外へ景観への理解と協力と主体的活動を促し、かつ景観に関する最新情報（景観形成活動や景観行政の動向、更新された行動メニュー等）を提供し続けるため、「庁内周知・啓発」と「市民への情報発信・広報活動」を常時実施します。

- 1 庁内周知・啓発

現在、公共施設などの整備・改修などを行う場合に、景観への意識は決して高いとはいえず、景観への積極的な働きかけも十分とは言えません。

景観行政は、「市のイメージを創り出す施策」「市民の生きる環境を整える施策」であり、景観係は、関連施策全般にわたり景観行政を機能させるため、関係部局に対して「庁内周知・啓発」を常時実施します。

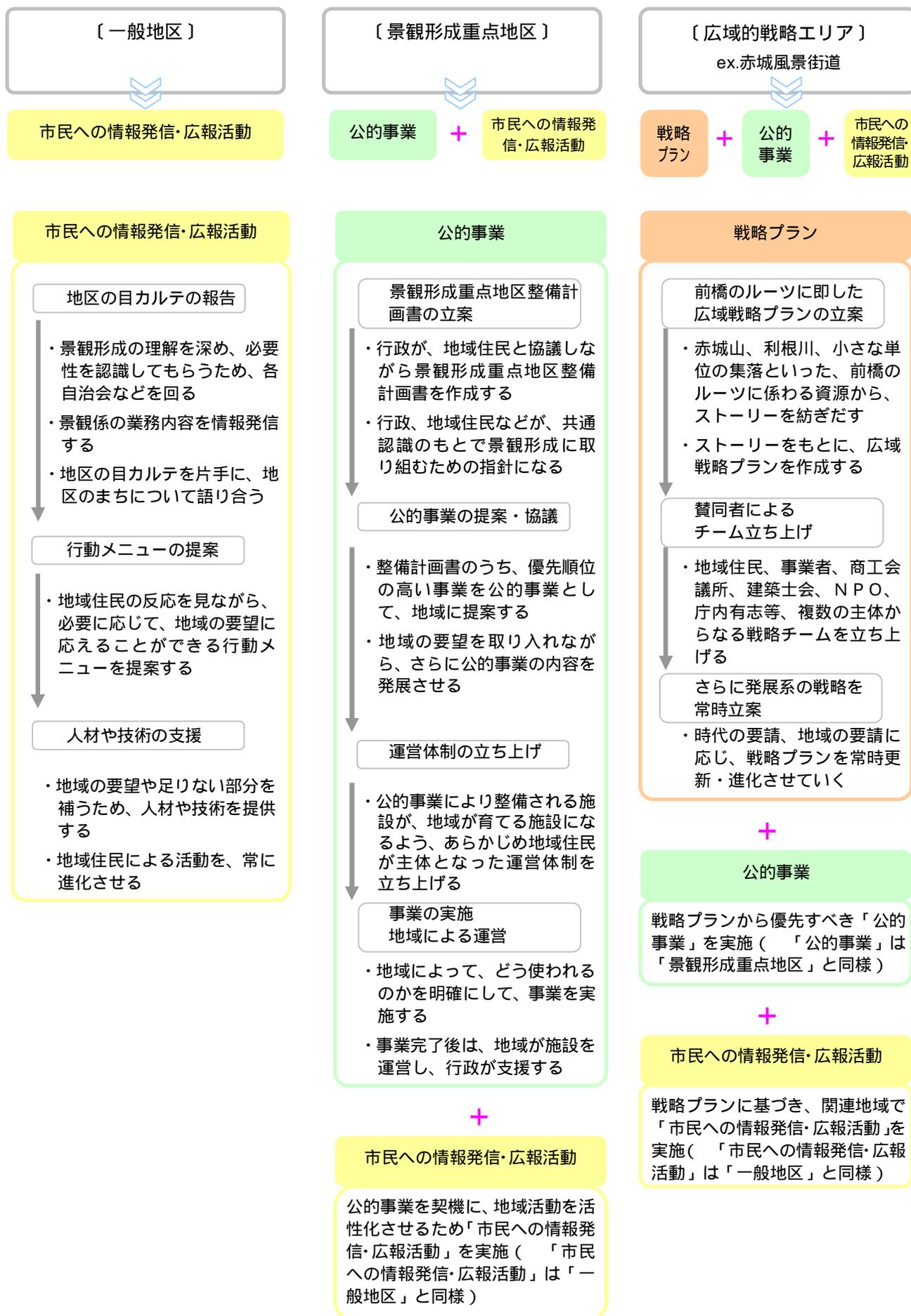
- 2 市民への情報発信・広報活動

景観づくりの主役は地域住民であり、現場であるまち中での地域住民による景観づくり活動が大切な取組みとなります。

このため、景観係は、まち中での景観づくり活動を始動させ、活性化させ、進化させていくため、「市民への情報発信・広報活動」を日常業務として実施します。

「市民への情報発信・広報活動」は、各種活動に対する政策面での優先順位、活動の熟度、計画の重要性などにより、「一般地区」「景観形成重点地区」「広域的戦略エリア」の3つに分類し、取り組むべき内容を整理します。（次頁参照）

3タイプに分類される「市民への情報発信・広報活動」



まちデザインを総括的に担当する組織の創設の検討

将来的には、「景観係」に替わりまちデザインを総括的に担当する組織を創設することを検討します。

市民や庁内における景観行政の必要性・重要性・普遍性が全市的に共通認識となり、より統括的な立場からの景観係の役割と位置づけが求められるようになった時点で、本市の景観形成を戦略的に推進し、まちのデザインを総括的にチェック、コントロールする組織の創設について検討します。

(3) 景観形成重点地区の役割と指定の方針

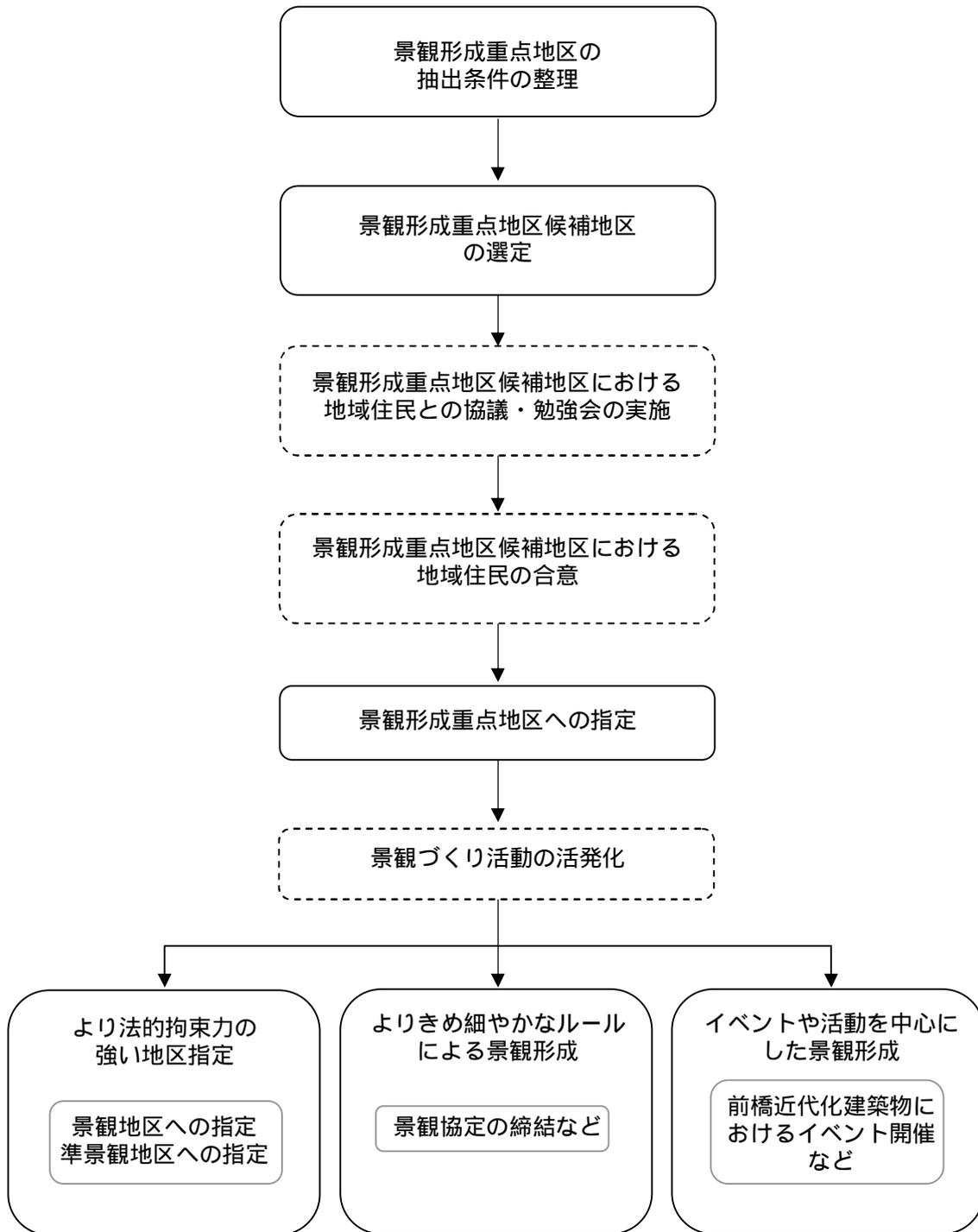
景観形成重点地区の役割

景観を質の高いものにしていくためには、行政が地域住民等の想いや地域の現状を丁寧に汲み取りながら、地域住民が主体的に景観づくりに取り組んでいける仕組みが必要です。このため「景観形成重点地区」を創設します。

この「景観形成重点地区」は、市全域を対象とした景観形成基準では対応しきれないそれぞれの地域に即した景観形成基準を設けるなどにより、地域の個性を生かした景観づくりに資するものです。地区の指定は、行政の一方的な押し付けとならず地域住民の自主性が活かせるよう、日常的に行う市民への情報発信・広報活動を通じて地域住民の要望等を十分に把握したうえで住民との協議により行います。

さらに「景観形成重点地区」に指定した地域は、地域住民の景観に対する意識が高まり、更なる景観保全を望む声が大きくなった段階では、より具体的な施策支援やルールづくり、施設整備等が必要になってきます。この段階で、次のステップである、景観地区や準景観地区への指定、協定づくり等、地域にあった取組みに移行するための地元協議を行います。

図 景観形成重点地区の指定と段階的活動の流れ



(4) 業務マニュアルの作成

景観行政について、新しい運用体制が十分に機能するとともに、景観係における審査・監察・アドバイス体制、景観計画広報体制が円滑に機能するよう、関係各課、関係各機関の「業務マニュアル」を作成します。

業務マニュアル構成（案）

1. 目的

- (1) 景観計画策定にあたっての業務マニュアルの目的
- (2) 対象となる業務及び組織
- (3) 第三者審査組織のあり方
- (4) 業務分担の考え方

2. 情報システムの現状分析

- (1) 実施業務の把握
- (2) 現状の組織の把握（部署、組織図、業務内容、既存帳票類）
- (3) 業務フローの分析

3. 情報システムの設計

4. 運用システムの構築

- (1) 全体構成（既存業務の見直し、ネットワーク力の強化）
- (2) 資源の運用管理（人材、景観資源、財源）
- (3) 日常業務の管理（体系図、審査・監察・アドバイス、市民への情報発信・広報活動、庁内周知・啓発）
- (4) 行動計画の管理（更新・改訂）
- (5) 運用システム全体のチェック機能（調査・分析及び業務改善）

5. 運用システムのマニュアルの整備（手順書）